

茨木市緑の基本計画の進捗状況

所 属	
記入者氏名	

節	第2節 対策の体系
施策	(1) 緑の保全計画

評価の目安
A：取組ができており、目的を達成、完了している。
B：取組ができており、今後も継続予定。
C：検討しているが、取り組めていない。
D：検討しておらず取り組んでいない。
E：その他

視点	内容	関連して行った取組 (年度、事業・施策名、事業・施策概要)	評価 (A～E)	評価の理由 (C～Eのみ)	今後のあり方
1) 森林の保全	①自然公園の開設と森林の整備保全 ②近郊緑地保全区域の保全 ③保安林の保全 ④地域森林計画対象民有林の適正な保全	大阪府により自然公園が設定され、関係法令に基づく適切な保全が行われています。 森林の整備について、一定の条件を満たした場合に補助を行っています。 森林病虫害対策事業により枯死木の処理を実施し、公益的機能の維持に努めています。	B		森林は様々な公益的機能を有することから、人の手が加えられ適度に管理された里山的な森林保全を行います。
2) 身近な樹林地の保全	①保存樹林、保存樹木の保護育成 ②緑地の保全と整備 ③民有緩衝緑地の保全と整備	要綱等により、保存樹林、保存樹木について一部支援を行っています。 工場立地法、大阪府自然環境保護条例により緑地の確保を指導しています。 平成24年7月策定の景観計画において、地域のランドマークとなる樹木について「景観重要樹木」の指定の方針や、市街化調整区域を「みどり・田園景観地区」として定め、良好な景観を誘導しています。 平成27年3月策定の都市計画マスタープランにおいて、「水と緑のネットワークの形成」を目指し「北部地域」や「市街地に隣接したみどり」を重要な要素として位置づけています。 都市緑地法による「市民緑地制度」「緑地協定制度」等について、一部の事業で活用されているが実施には至っていません。	B		市街地の美観、風致の維持のため、保存樹林、保存樹木が適切に保存され、工場や流通施設には美観に配慮した緑地が整備されています。 都市計画マスタープランや景観計画に基づき、良好な環境を維持保全及び創出するよう誘導します。
3) 農地の保全	①農用地区域の保全 ②生産緑地地区の保全	農用地区域については、農業振興地域の整備に関する法律及び茨木農業振興地域整備計画書に基づき保全を図っています。 平成25年度に、生産緑地地区の追加指定面積基準を2500㎡から500㎡に改め、市街地における緑とての農地の保全に努めています。	B		農業生産活動の場であり、国土保全機能や住民の貴重な緑地空間である農用地区域の保全を引き続き行います。 生産緑地を積極的に指定することにより良好な都市環境を保つよう努めます。
4) 社寺林等の保全	①天然記念物の樹木の保護 ②社寺林の保全	大阪府文化財保護条例による指定文化財について、一定の支援を行っている。	D	社寺林の保全について、檀家等社寺に関わる人の減少により、維持管理に苦慮されています。	
5) 景観緑地の保全	①山麓地域の緑地保全 ②西穂積丘陵の緑地保全	平成24年7月策定の景観計画において、地域のランドマークとなる樹木について「景観重要樹木」の指定の方針や、市街化調整区域を「みどり・田園景観地区」として定め、良好な景観を誘導しています。 平成27年3月策定の都市計画マスタープランにおいて、「水と緑のネットワークの形成」を目指し「北部地域」や「市街地に隣接したみどり」を重要な要素として位置づけています。	B		都市計画マスタープランや景観計画に基づき、良好な環境を維持保全及び創出するよう誘導します。

茨木市緑の基本計画の進捗状況

所 属	
記入者氏名	

節	第2節 対策の体系
施策	(2) 緑の整備計画

評価の目安
A：取組ができており、目的を達成、完了している。
B：取組ができており、今後も継続予定。
C：検討しているが、取り組めていない。
D：検討しておらず取り組んでいない。
E：その他

視点	内容	関連して行った取組 (年度、事業・施策名、事業・施策概要)	評価 (A～E)	評価の理由 (C～Eのみ)	今後のあり方
1) 住区基幹公園の整備	①街区公園の増設整備 ②近隣公園の増設整備 ③地区公園の増設整備	街区公園は順調に整備が行われています。 近隣公園、地区公園は新市街地の事業進捗の遅れが影響し、当初計画より遅れ気味ですが、当初計画にはない街区公園等の整備も行われています。	B		既存公園の適切な維持管理と再整備、未整備公園の整備を行います。
2) 都市基幹公園の整備	①総合公園の増設整備	当初計画では耳原公園の総合公園化が計画されていたが、周辺が市街化調整区域であり周辺状況を考慮して西河原公園の総合公園化を図りました。	B		既存公園の適切な維持管理と再整備、未整備公園の整備を行います。
3) 特殊・広域公園の整備	①特殊公園の整備 ②広域公園の整備		D	特殊公園指定箇所の周辺が新市街地に囲まれる予定での計画が立てられていたが、新市街地事業の進捗が不透明なため指定には及んでいません。 広域公園については、当初安威川ダム関連事業で広域公園を要望していたが、財政的並びにダムの利用目的の変更により計画の見直しが求められています。	
4) 開発による公園・緑地の確保整備	①開発指導要綱による公園の確保整備 ②開発指導要綱による緑地、広場、緑道の確保整備 ③大阪府自然環境保全条例による緑地の確保	開発指導要綱の公園整備基準等に基づき公園、緑地の整備を指導しています。 大阪府自然環境保護条例に基づき緑地の整備を指導しています。	B		開発や施設更新時に公園、緑地の整備を指導し、施設緑化を進めます。
5) 緑地の整備	①都市緑地の整備保全	元茨木川緑地をさくらまつりやジョギング等で利用できるように適切に維持管理しています。	B		開設から年月が経つ元茨木川緑地を、利用者ニーズの変化等に対応して再整備します。
6) 公共施設緑地の整備	①児童遊園の整備 ②緑地、緑道の整備 ③運動施設の整備 ④青少年野外活動センターの整備	児童遊園は開発に伴い増加しています。 緑地、緑道については、旧街道の景観整備は進んでおり、緑道は新市街地整備において増加している。 運動施設については、当初計画に準じたものではないが一定整備されています。	B		開発時等には公園、緑地の整備を協議、指導し、緑化を図ります。
7) 民間施設緑地の整備	①民間緩衝緑地の整備 ②公開空地の整備 ③市民農園の整備 ④ゴルフ場	地区計画により、緑化率の設定や緩衝緑地等を地区施設として位置づけ、緑の創出に努めています。 公開空地等の整備については、一部進捗はあるが希有です。 市民農園については一定の整備が進んでいます。	B		工場や流通施設には災害等の防止や沿道美化に配慮した緑地が整備されています。

茨木市緑の基本計画の進捗状況

所 属	
記入者氏名	

節	第2節 対策の体系
施策	(3) 緑化の計画

評価の目安
A：取組ができており、目的を達成、完了している。
B：取組ができており、今後も継続予定。
C：検討しているが、取り組めていない。
D：検討しておらず取り組んでいない。
E：その他

視点	内容	関連して行った取組 (年度、事業・施策名、事業・施策概要)	評価 (A～E)	評価の理由 (C～Eのみ)	今後のあり方
1) 学校緑化	①景観木の緑化 ②外周緑化 ③学習教材緑化	外周緑化や学習教材緑化により推進してきました。	D	大阪教育大学附属池田小学校の事件以降、安全の観点から施策とは逆の方向にあります。	
2) 公共施設の緑化	①緑化の推進 ②緑地の開放 ③施設の緑化基準の設定	図書館等は地域に開かれた公共施設として明るく楽しみのある環境を創出するための緑化の推進、市民が気軽に立ち寄りたり休憩ができる様な緑地の開放は進んでいます。 景観計画において元茨木川緑地周辺を「元茨木川緑地景観形成地区」に指定し、緑化に関する基準を定め、緑の創出に努めています。	B		景観計画に定めた緑化に関する事項に基づき、引き続き緑豊かな市街地環境の形成を誘導します。
3) 道路の緑化	①幹線道路の緑化推進 ②緑視効果の向上 ③狭小幅員道路の緑化 ④街角の緑化修景 ⑤旧街道の緑化修景 ⑥商店街路の緑化	幹線道路の緑化、緑視効果の向上は一定の成果、進捗を見していますが、自転車通行空間の必要性等、歩行者の安全空間の確保等により、狭小幅員道路、商店街路の緑化を進めることは難しい状況にあります。	B		幹線道路の未緑化区間を積極的に緑化するとともに、適切な維持管理を行います。
4) 河川水路緑化	①河川堤防緑化の推進 ②河川親水機能の向上 ③水辺の整備 ④農業用排水路の緑化整備	河川堤防緑化については、安威川桜づつみを維持管理しているが、大阪府による「桜づつみ整備事業」の停滞化により進捗を見ていません。 親水機能の向上、水辺の整備については、河川の公園化や遊歩道の一部区間の整備が完成しましたが、事業主体が市ではなく、完成には至っていません。	B		安威川桜づつみの維持管理に努めます。
5) ハイキングコース（自然歩道）、ジョギングコースの緑化	①道しるべとなる植栽、シンボルとなる植栽 ②緑陰となる樹木の植栽		D	ハイキングコース、ジョギングコース周辺は十分に緑化されています。	
6) 民間施設の緑化	①緑化基準の設定 ②工場地の緑化 ③業務地の緑化	大阪府自然環境保護条例や本市景観計画により緑化の推進が図られています。	B		府条例の緑化基準に基づき緑化指導を行い、民間施設の緑化を進めます。
7) 鉄道沿線の緑化	①沿線緑化の推進 ②花と緑の駅づくり		D	沿線緑化については、高架事業の進捗等により進捗は見られないが、高架下周辺の空閑地については景観向上のための緑化が図られています。	

8) 市街地の緑化	①地区計画、建築協定による緑化促進 ②生垣の緑化推進 ③緑化モデル地区の指定	積極的に地区計画の都市計画決定を行い、整備方針等で敷地内の緑化等の土地利用方針を掲げるとともに、地区整備計画で生垣の設置や緑化率の設定、緩衝緑地等を地区施設として位置づけ緑の創出に努めています。 生垣緑化推進事業により生垣の設置に助成しています。	B		地区計画に緑化に関する事項を定め、引き続き緑豊かな市街地環境の形成を誘導します。 生垣緑化推進事業による助成に加え、壁面緑化等のニーズに応じた助成制度を推進します。
9) 屋外駐車場の緑化	①緑化の推進 ②緑化舗装の推進	大阪府自然環境保護条例の一部改正に伴い新設された「建物等の敷地等における緑化を促進する制度」に即した緑化計画マニュアルに基づき、一定の推進が図られています。	B		
10) 土砂採取地等の緑化	①跡地緑化の早期回復	大阪府自然環境保護条例に基づく自然環境保全回復協定により緑化を指導している。	B		土砂採取地等の跡地の緑化回復を進めます。

茨木市緑の基本計画の進捗状況

所 属	
記入者氏名	

節	第2節 対策の体系
施策	(4) 市民参加の計画

評価の目安
A：取組ができており、目的を達成、完了している。
B：取組ができており、今後も継続予定。
C：検討しているが、取り組めていない。
D：検討しておらず取り組んでいない。
E：その他

視点	内容	関連して行った取組 (年度、事業・施策名、事業・施策概要)	評価 (A～E)	評価の理由 (C～Eのみ)	今後のあり方
1) 緑化団体の育成	①緑化推進団体の育成 ②みどりの指導者の育成 ③みどりのボランティア組織の育成	身近な児童遊園、街区公園クラスの公園において、自主的に維持管理を行う団体やボランティア組織は増加傾向ですが、緑化推進団体の構成員の高齢化に伴い、活動への参加が減少傾向にあり、組織としての維持が困難な組織もあり、みどりの指導者の育成には至っていません。 森林保全ボランティアや棚田保全ボランティア等、新たに山間部での緑の維持に参加する都市住民が増えています。	B		花と緑の街角づくり推進事業協定団体をはじめ、緑化関係団体の指導育成を行います。
2) みどりの普及、啓発	①緑化講習会の充実 ②森林（もり）にしたしむ市民教室 ③緑化相談所の設置 ④緑化樹、種苗配布事業の拡充 ⑤緑化パンフレットの作成	ばらの育成講習や里山センターでの自然環境の啓発に関する講習やイベント等を実施しています。 森林にしたしむ市民教室については、市民を対象に環境教育ボランティアによる自然環境に関する講座、森林サポーター養成講座等を実施しています。 緑化相談所については、定常的な設置には至っていません。 緑化樹、種苗配布事業の拡大については、緑化樹の配布、バラ苗の配布の他、ヒートアイランド対策として市民、事業者へゴーヤの苗を配布し、みどりのカーテンの取組を推進するとともに、苗木の配布キャンペーンなどを実施し、市民等へ地球温暖化対策や生物多様性への意識啓発を図っています。	B		バラ育成講習会等、緑化の普及、啓発を推進し、緑化意識の高揚を図ります。 自然環境に関する市民意識の高揚、みどりのカーテンの取り組みの拡大、苗木育生をきっかけとした環境配慮への意識啓発、市民参加による森づくりを推進します。
3) イベントの開催	①山地美化キャンペーン ②市民さくらまつり ③緑化展 ④市民森づくりキャンプ	市民さくらまつりや里山まつり等を実施し、緑化の啓発を行っているが、その他のイベントについては、厳しい財政状況により縮減傾向にあります。	B		緑化を啓発するイベントを行い、緑化活動への市民参加を促します。
4) 緑化推進体制づくり	①花と緑のまちづくりの推進事業 ②都市緑化対策推進協議会の充実 ③茨木市緑化基金の充実 ④グリーンバンク制度の推進	主に市街地における花と緑の街角づくり推進事業、グリーンバンク制度を継続して行っていますが、緑化活動を促進する組織づくりには至っていません。	B		市民による緑化活動を促進し体制の充実を図ります。
5) 住宅地等の緑化事業の推進	①花と緑の街角づくりの推進事業 ②生垣緑化推進事業	花と緑の街角づくり推進事業により、地域や街角の緑化を進めています。 生垣緑化推進事業により住宅地の緑化を進めているが、減少傾向にあります。	B		市民による緑化活動を促進し住宅地の緑化の充実を図ります。
6) 支援制度づくり	①専門家の派遣制度 ②緑化コンクール等の開催 ③花と緑の表彰制度	地域による緑化活動の推進のための市の相談員の派遣制度については、相談員の育成ができておらず、支援は不十分な状態です。 都市緑化及び公園保全美化活動における功労者表彰制度や、良好な景観の形成と市民意識の高揚を図るため、景観が優れた建物やまちなみ、景観を良くする活動を表彰する「茨木市景観賞」を実施しています。	B		緑化相談等により市民等の緑化活動を支援します。